

奈良県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十五号

奈良県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

奈良県肥料取締法施行細則（昭和二十五年十月奈良県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条中「肥料取締法（）」を「肥料の品質の確保等に関する法律（）」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第二条中「第十五条」の下に「、第十六条の二」を加える。

第三条を削る。

第四条中「第二項」を「第三項」に改め、「普通肥料の生産業者」の下に「、法第十六条の二第一項又は第二項の規定による指定混合肥料の生産業者」を加え、「及び価格」を削り、同条を第三条とする。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。